

討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト特別委員会第1回において取りまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

1 旧草案から引き続き検討を要する規定

(1) 不動産賃借権に関する規定(草案5条1h, 6条)

作業部会で作成された条約草案(以下「旧草案」という。)では、6か月以上の期間の不動産の賃借権についての判決は、その不動産が判決国に所在する場合に限り、承認・執行適格があるとして、専属的な間接管轄を定めていた(旧草案6条b)。これに対し、特別委員会第1回で取りまとめられた草案では、①賃貸借の期間を問わず、不動産賃借権についての判決が不動産所在地国の裁判所で下された場合には、承認・執行義務があり(草案5条1h)、②6か月以上の期間の不動産の賃借権についての判決は、不動産が判決国に所在しておらず、不動産所在地である締約国がその国内法の下、専属管轄を有するとされている場合には、承認・執行を拒否しなければならない(草案6条c)と変更された。この規定によれば、不動産所在地国の国内法上、6か月以上の期間の不動産賃借権についての裁判を専属管轄としていない場合は、不動産所在地国以外で下された判決についても承認・執行適格があることとなる。

民訴法3条の3第11号は「不動産に関する訴え」について、不動産が日本国内にあるときに日本の裁判所に管轄権を認めており、草案5条1hは、これと整合的であると考えられる。他方、民訴法は不動産賃借権についての裁判について専属管轄規定を置いていないところ、上記②のように専属的な間接管轄を定める草案6条cについては、民訴法3条の3第11号との関係をどのように考えるべきか。

(2) 客観的併合に関する規定(草案5条1i)

草案5条1iは、不動産の物的権利を担保とする契約上の債務についての判決について、その訴えが、不動産の物的権利に関する訴えと併合提起されたものであり、かつ、その不動産が判決国に所在する場合には、承認・執行適格があると定めるものである。具体的には、①担保不動産の強制競売の訴えに、②同不動産の被担保債務の履行を求める訴えを併合して提起する事案が想定されているものと考えられる(注)。

(注) 例えば、以下のような事例が考えられる。

- i) A国に住所を有する私人Yは、B国所在の不動産を購入する際、その代金支払のための金銭を借り入れるため、銀行Xとの間で金銭消費貸借契約を締結し（貸金返還債務の履行地はA国とする旨合意）、貸金返還債務を担保するため、上記不動産に抵当権を設定した。
- ii) その後、Yが同貸金返還債務を履行しないため、銀行Xが、B国の裁判所において、①抵当権に基づく強制競売の訴え（B国法上、担保権の実行は独立の訴訟手続によって行うものとされている。）を提起するとともに、②上記①が認容されたとしても、競売による売却代金額が被担保債権額に満たないとして、残債務の支払を求めた（B国法上、両請求は客観併合される。）。B国裁判所は両請求を認容する判決を下した。

この場合、①の訴えに係る判決の承認・執行については、不動産所在地国であるB国の裁判所に専属するが（草案6条b）、②の訴えに係る判決の承認・執行については、債務の履行地であるA国の裁判所に間接管轄が認められ、B国の裁判所には間接管轄が認められない（草案5条1g）。仮に、銀行Xが、Yが預金口座を有するC国（締約国）の裁判所で、B国裁判所の請求認容判決のうち、②の承認・執行を求めても、草案5条1iがないと、間接管轄が認められないとして拒否されるおそれがある。

(参考) ブリュッセル I a 規則 8 条 4 項

Article 8

A person domiciled in a Member State may also be sued:

- (4) in matters relating to a contract, if the action may be combined with an action against the same defendant in matters relating to rights *in rem* in immovable property, in the court of the Member State in which the property is situated.

(和訳)

第8条 構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、以下の裁判所にも訴えを提起することができる。

- 4 契約又はこれに基づく請求権が手続の対象であり、その訴えが、同一の被告に対する不動産に関する物権に基づく訴えと併合可能である場合には、その主権領域に不動産が存在している構成国の裁判所

ア 民訴法との整合性等

(ア) 民訴法3条の6は、「1つの訴えで数個の請求をする場合」の管轄権を定めているが、民訴法136条の「同種の訴訟手続による場合に限り」請求の併合を認める規定を踏まえると、草案5条1iは民訴法3条の6と整合するものと考えられるか（注）。

また、民訴法3条の6は、各請求の密接関連性を要求しているところ、

同条が併合を認めている場合と、草案5条1 iにより間接管轄が認められる場合との整合性についてはどのように考えるか。

(注) 我が国においては、担保不動産競売の申立ては非訟事件であるところ（民執法188条、45条）、当該申立てに係る不動産担保権によって担保される債務の履行を求める請求とは、民訴法136条の「同種の訴訟手続による場合」には当たらないので、両事件が併合されて訴えが提起され、併せて裁判がされることは想定されていない。

(イ) 我が国において担保不動産競売の申立てが非訟事件であることに関連して、民訴法3条の3第3号には、国内土地管轄に関する同法5条4号と異なり、請求の担保の目的の所在地を管轄原因として定められていないことの理由の一つとして、物的担保の目的物が日本国内にある場合には、債務名義を得ることなく担保権を実行することができるので、日本の裁判所に管轄権を認めて訴訟追行をする必要がないこと等が挙げられている（佐藤達文ほか『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正』50頁参照。）(注)。この点との関係でも、草案5条1 iの合理性が問題となり得る。

(注) なお、管轄原因として定めなかった積極的な理由としては、人的担保の場合には、保証人が日本に所在していることを理由に、外国に居住する主債務者のみを被告とする訴え提起につき日本の裁判所の管轄権を認めることは、主債務者に過度の負担を課すことになること等が挙げられている。

イ 本条が適用され得る事案等の検討

上記のとおり、我が国においては担保権の実行（例えば担保不動産競売）と被担保債権の履行請求とは、一つの訴えにより併合して提起されることが想定されないとしても、我が国で提起された訴えが客観的に併合された訴訟のうち、本条に基づいて間接管轄が認められる事案はどのようなものが考えられるか。また、本条は、不動産の物的権利に関する訴えと被担保債権に関する訴えが併合提起された場合を定めているが、このような類型以外に、管轄を認めるべき事案は考えられるか。

ウ 主観的併合に関する規定の要否

民訴法3条の6、ブリュッセルI a規則8条1項、「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約案」（以下「ハーグ1999年条約案」という。）14条等は、主観的併合管轄についても定めている。

草案は、主観的併合に関する間接管轄の規定を設けていないが、そのような規定を設ける必要性（必要となる具体的事案）はないか。また、何らかの規律を設ける場合には、主観的併合に関する管轄は、承認・執行を求める者

の保護に資する反面、過剰管轄となるおそれも大きいことから、間接管轄を認める場合の要件も問題となる。

(参考)

- ブリュッセル I a 規則 8 条 1 項

Article 8

A person domiciled in a Member State may also be sued:

- (1) where he is one of a number of defendants, in the courts for the place where any one of them is domiciled, provided the claims are so closely connected that it is expedient to hear and determine them together to avoid the risk of irreconcilable judgments resulting from separate proceedings;

(和訳) (柱書略)

複数の者が共同して訴えられる場合には、被告の一人が住所を有する地の裁判所。ただし、訴えについて、手続を分離した場合に矛盾する裁判が言い渡される可能性があるため、これを回避するためには、訴えについて一つの共通の弁論及び裁判を必要とするような密接な関連性がある場合に限る。

- ハーグ 1999 年条約案 14 条 1 項

Article 14 Multiple defendants

1. A plaintiff bringing an action against a defendant in a court of the State in which that defendant is habitually resident may also proceed in that court against other defendants not habitually resident in that State if -
 - a) the claims against the defendant habitually resident in that State and the other defendants are so closely connected that they should be adjudicated together to avoid a serious risk of inconsistent judgments, and
 - b) as to each defendant not habitually resident in that State, there is a substantial connection between that State and the dispute involving that defendant.

(和訳)

- 1 被告が常居所を有する国の裁判所にその被告に対する訴えを提起している原告は、次のすべてを満たす場合には、その裁判所において、その国に常居所を有しない他の被告に対する手続を進めることができる。
 - a) その国に常居所を有する被告と他の被告に対する請求とが密接に関連して、矛盾する判決が下される重大なおそれを回避するために併せて裁判すべきこと
 - b) その国に常居所を有しないいずれの被告についても、当該国と当該被告が関係する紛争との間に実質的な関連がある場合

(3) 不法行為に関する規定（草案5条1 j）

ア 民訴法との相違点

草案5条1 jは、死亡、傷害、有体物の毀損又は滅失により生じた不法行為責任に関する判決の間接管轄を定めたものであり、対象となる損害を有形的なものに限り、精神的損害や単なる経済的損失については適用外としている。また、結果発生地に関わらず、直接損害を引き起こした作為又は不作為が生じた地を間接管轄の基準としている。

他方、民訴法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」とは、不法行為責任に基づく権利関係を目的とする訴えであり、有形的な損害に限らず、精神的な損害が発生した場合も含まれ、また、「不法行為があった地」とは、不法行為の客観的要件の発生した地を指し、加害行為地及び結果発生地のいずれもが含まれると考えられている（注）。

（注） さらに、ここでいう結果発生地にいわゆる二次的・派生的に生じる経済的な損害の発生地が含まれるかについては見解が分かれているが、これまで含むと結果発生地の範囲が広範になり、加害者にとって予測不可能な地で応訴を強いられるおそれがあるなどとして、物理的、直接的な損害が発生した地に限るとの見解が比較的に多数であると考えられる。

イ 検討

上記アのとおり、民訴法は、不法行為につき草案と比較すれば、広く直接管轄の規定を設けているが、草案5条1 jは、不法行為の間接管轄について、有形的な損害のみとした上で、基準となる地を加害行為地のみとし、限定している。

この点、渉外的要素を含む不法行為について、一般的に無形的な損害をも対象とした上で、結果発生地を基準に加えたとする、例えば、国境を越えた環境汚染などの事例において、草案5条1 j適用の可否が不明確となり、当事者の予見可能性を害することとなり得る。他方で、当事者の予見可能性を害しない範囲で管轄原因を広げる必要性・合理性のある事例は考えられないか。

(4) 裁判上の和解に関する規定（草案10条）

草案10条は、一定の要件の下、外国裁判所におけるいわゆる「裁判上の和解」についての「執行」を義務付けるものである。

民訴法118条の「確定判決」には裁判上の和解調書は含まれないと一般に解されている。また、民事執行法22条については、同条6号が「確定した執行判決のある外国裁判所の判決」の規定があるのみであり、外国裁判所の裁判上の和解については規定されていない。このように、民訴法118条、民訴法

22条、24条は、外国裁判所の確定判決についての承認及び執行の要件を定めたものであり、外国裁判所における「裁判上の和解」について、承認及び執行の要件等に係る明文の規定がない。

そこで、外国裁判所における裁判上の和解について一律に「執行」を義務付ける草案10条についてどのように考えるべきか。

2 草案で新設された規定のうち検討を要するもの

(1) 応訴管轄（草案5条1f）

草案5条1fは、判決裁判所において応訴管轄が認められる場合等について間接管轄を定めるものである。被告が無管轄の抗弁を提出せずに応訴した場合に間接管轄を認めることは、民訴法3条の8と整合的であると考えられる。

他方、草案5条1fは、「管轄権を行使すべきでないとして争い得る事案」について応訴した場合にも間接管轄を認めている。これは、形式的には当該裁判所に管轄権が認められるが、それを行使すべきでない事情があると被告が主張できる場合が想定されているが、例えば、そのような事情があるかどうかは訴えが提起された裁判所の裁量により決せられるのであって、被告が、形式的に裁判所に管轄権があるので応訴せざるを得ないと考えて応訴した場合や、上記の事情を主張しても認められないであろうと考えて主張しなかった場合等も「争い得る事案」とするのは被告に酷とも考えられる。

以上を踏まえると、草案5条1fの規定は適切であるといえるか。

(2) その他